

相談室 Q & A



回答者 ◆ 鈴木 誠 (公認会計士)

「相談室」では、読者の皆様からのご質問を募集しております。経理・税務・法務の分野で、日常の業務上、疑問に思われたことを郵送FAX、電子メールで「経理情報編集部」にお寄せ下さい。ご質問への回答は法面で行い、直接の回答はできません。希望により紙上版にいたしますが、ご住所・職業・勤務先名はお控え下さい。宛先 FAX 011-311-1111 E-mail Address: keitjinhoudenshu@nifty.co.jp

● ストック・オプションの会計・税務
当社では取締役や従業員等に対するインセンティブとして無償で新株予約権(いわゆるストック・オプション)を付与したいと考えています。その際の会計処理と税務上の留意点をご教示下さい。

平成一三年一月の商法改正により、従来の新株引受権に代わり新株予約権の概念が導入されました。これを受けて企業会計基準委員会は平成一四年三月に実務対応報告第一号「新株予約権及び新株予約権付株の会計処理に関する実務上の取扱」を公表しました。

新株予約権とは、新株予約権者が権利行使したときに、会社が新株を発行する義務または新株の発行に代えて自己株式を移転する義務を負うものです。これに対して、従来の新株引受権は、権利行使時に自己株式を用いることはできず、対象者が取締役、使用人に限定され、権利行使期間や株式数の上限等の制限がありました。改正商法ではこれらの制限が撤廃され活用しやすいものになりました。

なお、新株予約権が無償で発行される場合以下、「ストック・オプション」というには、特に有利な条件での発行とされ、最低発行価額、行使価額、行使期間等の発行条件につき株主総会の特別決議による承認が必要で「前法第20、21」。

発行会社の会計処理

(1) 発行時の処理

実務対応報告第一号では、新株予約権は発行価額で計上されることか

ら、無償でストック・オプションが発行された場合には、負債は認識せず、したがって費用の認識も行われません。その結果、仕訳は生じません。これに対して、米国税務会計基準書123号改訂公開草案および国際財務報告基準では、経済的価値のある労働役務を費消している以上、実際に発生した経済取引として費用認識されます。なお、米国税務基準においては、一定の間歩を条件として、A13意見書第25号「従業員に発行される株式の会計処理」の適用(費用認識しない処理)を容認しています。また、費用の相手科目については、ストック・オプションに基づく会社の義務は、会社からの資産の流出が生じないので、負債に該当せず、資本(株主持分)とされます(仕訳1)。

ただし、金額については、現金による支払いのようになり名目的価値が一義的に決まっていないので、その測定の信頼性が問題となり

(仕訳1)

(借) 人件費等 XX / (貸) 新株予約権(資本) XX

ます。ストック・オプションの価値は、①「本源的価値」と②「時間的価値」から構成されます。「本源的価値」とは、測定時点で権利行使すると仮定した場合の価値であり、測定時点での株価と行使価格の差額にストック・オプションの数量を乗じたものです。これに対して、「時間的価値」とは、実際に権利行使される時点が測定時点から見て将来であるため、この時間差に起因して生じる価値のことです。さらに、「時間的価値」は、「金利相当分の価値」②と「ボラティリティによる期待価値」③から構成されます。米国会計基準は、公正価値①+②を原則としながら、本源的価値①の使用を許す、米主現会社については、最小価値①+②をも許容しています。一方、国際財務報告基準では、公正価値①+②のみとしています。企業会計基準委員会は、平成一四年一二月に「ストック・オプション会計に係る論議の整理」を公表しました。その主旨は無償でストック・オプションが発行された場合に費用

(仕訳2)	
(借) 現金預金 XX	(貸) 資本準備金 XX
(仕訳3)	
(借) 現金預金 XX	(貸) 自己株式 XX
	自己株式処分差益 XX(差額)
	(その他資本剰余金)
(仕訳4)	
(借) 現金預金 XX	(貸) 自己株式 XX
(借) 繰上利益剰余金 XX(差額)	
繰上利益	XX(差額)

認識が必要か否か、相手科目は負債か資本か、測定方法等の論点につき、各界に広く意見を求めるものでした。今後の流れは会計基準の草案を公表した後、平成一四年三月期の導入を目指しているようです。

(2) 権利行使時の処理

実務対応報告第一号では、無償のストック・オプションが権利行使され、新株が発行された場合は、仕訳2のようになります。

また、無償のストック・オプションが権利行使され、会社が保有する自己株式を交付する場合は、企業会計基準適用指針第二号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準適用指針」第八項に従い、仕訳

3のようになります。

これに対して、自己株式処分差損のときは、企業会計基準第一号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」第二二項によれば、その他資本剰余金から減額し、減額しきれないときは利益剰余金のうち当期未処分利益から減額することになります(仕訳4)。

なお、発行時に新株予約権を貸方に認識した場合には、権利行使時には借方に計上し、消滅させます。また、新株発行と自己株式交付のどちらの方法を選択するかは会社の自由です。

発行会社の税務処理

ストック・オプション発行会社の税務処理について、法人税法は別段の定めをしておらず、ストック・オプションの発行、権利行使は資本等取引であるため、益金または損金を認識する必要はありません。ただし、発行時において、ストック・オプションが市場で流通している場合、同一条件で発行されているにもかかわらず発行価額が異なる場合等、ストック・オプションの時価が明確であるにもかかわらず、異なる発行価額を用いた場合には、その差額について損益の認定課税が生ずる可能性がありますので留意して下さい。

(新日本監査法人勤務)